**政令第百十八号**

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条中「令和四年度」を「令和五年度」に、「〇・九八六」を「一・〇〇〇」に改める。

**附　則**

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百十九号**

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第一号及び第八十条第五項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三十三条第十五項及び第三十三条の二第二項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

**第一条**　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「国家公務員法第八十一条の四第一項」を「国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項」に改める。

第十九条中「申出を」を「申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）を」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の六」を「第十七条の七」に改める。

第十二条第一項の表平成二十四年一元化法改正前国共済法の項中

| | |
|---|---|
| 第七十八条第一項 | 組合員 |
| 第七十八条の二第二項第一号及び第二号 | 五年を |

を

| | |
|---|---|
| 第七十八条第一項 | 旧適用法人施行日前期間 |
| 第七十八条の二第二項 | 十年を経過した日 |
| 第七十八条の二第二項第一号及び第二号 | |
| 第七十八条の二第三項 | |

に、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）」を「平成九年経過措置政令」に改め、同条第二項の表

| | | |
|---|---|---|
| 第十一条の七の三の二第一項 | 組合員期間 | 旧適用法人施 |
| | 受給権取得月前組合員期間 | 受給権取得月 |
| | 六十月 | 百二十月 |

平成二十七年改正前国共済令の項中

| | | |
|---|---|---|
| 第十一条の七の三の二第一項 | 組合員期間 | 旧適用法人施行日前期間 |
| | 受給権取得月前組合員期間 | 申出を |
| | 六十月 | 五年を経過した日 |
| | 同項 | 前項 |
| | 百二十月 | 十年を経過した日 |
| | 申出を | 申出（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第十二条第三項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を |
| | 申出（平成九年経過措置政令第十二条第三項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を | |